

事業者の皆様へ

別紙

1 時短要請等について

(令和3年3月22日から令和3年3月31日までの間)

- 全県の飲食店等に対し、5時から21時までの時短営業【要請】
(酒類の提供は11時から20時まで)
- 時短要請に応じていただいた店舗に対して、協力金を支給
その際「感染防止対策取組書」(市町村のステッカーを含む)などの掲示及び「マスク飲食の推奨」を条件
- 人が集まり飲食に繋がる可能性のある施設に対し、5時から21時までの時短営業(酒類の提供は20時まで)【お願い】

(令和3年4月1日以降)

- 本県の感染状況等を踏まえ、後日決定

2 企業におけるテレワーク時差出勤等の更なる徹底について

- 昼間の人流を抑制するため、出勤者数の7割削減を目指し、接触機会の低減に向けたテレワークやローテーション勤務の徹底
- 事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務を抑制
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底
- 従業員への基本的な感染防止対策の徹底や外出自粛、会食自粛の呼びかけ

3 イベントの開催制限について

- 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度
- 併せて21時までの時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知
(無観客で開催される催物等については営業時間の短縮の働きかけ対象外)

時期	収容率	人数上限
3月31日まで	大声なし100%以内 大声あり50%以内	5,000人 又は 収容定員の50%以内(≦10,000人)の いずれか大きい方

※ 既存販売分については適用しない

4 大学や学校への要請について

- 学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ
- 感染防止のための所要の措置を講じること
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

5 その他 (お願い事項)

- 飲食店の皆様はデリバリーやテイクアウトによる営業強化
- 店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践
- 21時以降のネオン・イルミネーションの早めの消灯
- 感染防止対策取組書の掲示及び業種別ガイドラインの遵守